

ビザ（査証）・在留資格

I. 受験のための入国について

A方式・B方式の受験生は、本学武蔵野キャンパスで実施する入学試験を受けなければなりません。

日本国外在住者が受験する場合は、「短期滞在」ビザなどで来日してください。

また、日本国外在住の合格者に対しては、入学手続、在留資格認定証明書交付申請、ビザ（査証）の取得等来日のための諸手続の詳細について、別途直接連絡します。

II. 在留資格「留学」について

亜細亜大学で、外国人留学生に対するサービス（授業料減免、奨学金受給、大学によるアパートの連帯保証人制度など）を受けるためには、在留資格「留学」を有していなければなりません。

大学へ入学した場合、入学後は時間の余裕がなくなりますので、**4月30日以前**に在留期間が満了する学生は、在留資格「留学」への在留資格変更や在留期間更新許可申請手続を3月までに行ってください。

(1) 現在、在留資格「留学」の方

東京出入国在留管理局で「在留期間更新許可申請」手続を行ってください。本学からは、入学手続完了後、「在留期間更新許可申請書」の「所属機関等作成用書類」などを発行します。（詳細は合格後の「入学の手引き」参照）

なお、「在留期間更新許可申請」は在留期限の3か月前から申請できます。

(2) 現在、在留資格「留学」以外の方

在留資格「留学」への変更が必要な場合は、その手続きについて必ず東京出入国在留管理局にお問い合わせください。

III. 「在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）」

(1) 現在、在留資格「短期滞在」で日本に滞在している場合

①入学式(4月上旬)に出席するため、3月下旬までに在留資格「留学」を取得できるように、「第1・2次入学手続(すべての入学手続)」を行ってください。

②「在留資格認定証明書交付申請」を東京出入国在留管理局で行ってください。

③「在留資格認定証明書」が発行されたら、東京出入国在留管理局で「在留資格変更許可申請」を行ってください。

※「短期滞在」の在留期間中に「在留資格認定証明書」が交付されない場合は、必ず帰国して(2)－②③の手続を行ってください。

※「短期滞在」から「留学」への「在留資格変更許可申請」は、特殊な事情がある場合のみの対応となります。

(2) 現在、在留資格を持たずに日本以外に居住している場合

①入学式(4月上旬)に出席するため、3月下旬までに在留資格「留学」を取得できるように、「第1・2次入学手続(すべての入学手続)」を行ってください。

②「在留資格認定証明書交付申請」を行ってください。

③「在留資格認定証明書」が発行されたら、在外公館で留学ビザを申請してください。

④来日後、空港で「在留カード」を受領し、住居地が決まったら市・区役所、町・村役場で「住居地の届出」を行ってください。

※「在留資格認定証明書」の申請から交付までには、通常2～3か月必要です。

※「在留資格認定証明書」の交付申請は、本人の他、在日親族、学費負担者、大学職員が行うことも可能ですので、日本以外に居住していても申請できます。

※手続に関する詳細は、東京出入国在留管理局へ直接問い合わせてください。

外国人留学生の中で、東京出入国在留管理局が、在留資格変更、在留期間更新を認めないケースが過去にありました。合格した場合には、早めに東京出入国在留管理局に在留資格変更、在留期間更新について確認してください。